

令和3年度 日進市 保育所等利用案内

(保育園・認定こども園・小規模保育事業所)

利用申込の手続きのほか、入園後のことについても、重要なことをまとめてあります。
入園後も、大切に保管してください。

目 次

申込みされる方全員が目を通してください。	1. 保育認定で利用可能な施設一覧(P.2~3)	各項目に該当する方が目を通してください。
	2. 給付認定について(P.4~5)	
	3. 利用申込について~共通事項(P.6~8)	
	3.(1) 認定事由が「就労」の方(P.9~10)	
	3.(2) 認定事由が「産前産後」の方(P.10)	
	3.(3) 認定事由が「疾病・障害」の方(P.11)	
	3.(4) 認定事由が「介護」の方(P.11)	
	3.(5) 認定事由が「就学」の方(P.12)	
	3.(6) 認定事由が「災害復旧」「その他」の方(P.12~13)	
	3.(7) 認定事由が「求職活動」の方(P.13)	
	3.(8) 転入予定の方(P.14)	
	3.(9) 両親以外の同居親族がいる方(P.14)	
	4. 申込み・入園後の届出・申請について(P.15)	
	5. 内定・入園後の注意点(P.16~17)	
6. 児童の健康・成長に関わる配慮事項(P.17)		
7. 利用者負担額(保育料)について(P.18~19)		
日進市保育園等利用調整基準指数表(P.20)		

◆令和3年度保育園等利用対象年齢

区 分	対象児(生年月日等)の範囲	最長保育実施希望期間 (5歳児の卒園までの期間)
5歳児(年長)	平成27(2015)年4月2日~平成28年4月1日	令和4(2022)年3月31日
4歳児(年中)	平成28(2016)年4月2日~平成29年4月1日	令和5(2023)年3月31日
3歳児(年少)	平成29(2017)年4月2日~平成30年4月1日	令和6(2024)年3月31日
2歳児	平成30(2018)年4月2日~平成31年4月1日	令和7(2025)年3月31日
1歳児	平成31(2019)年4月2日~令和2年4月1日	令和8(2026)年3月31日
0歳児	令和2(2020)年4月2日~令和3年4月1日	令和9(2027)年3月31日
	令和3(2021)年4月2日~令和4年4月1日	令和10(2028)年3月31日

<お問合せ先>

日進市役所こども課

郵便番号

〒470-0192

電話(代表)

(0561)73-7111

住所

日進市蟹甲町池下 268 番地

電話(直通)

(0561)73-1095

公式サイトアドレス

<http://www.city.nisshin.lg.jp>

FAX

(0561)72-4603

保育認定で利用可能な施設一覧

保育園・認定こども園・小規模保育事業所(以下「保育園等」と表記)

○保育園

施設名	所在地	電話番号 (0561)	クラス年齢 (4月1日現在)	定員 (人)	保育時間
日東(私立)	藤島町寺下乙 29	72-0459	0~5歳児 (3か月以上)	176	(平日)7:15~19:15 (土曜日)7:15~13:30
米野木台西 ^{※1} (指定管理)	藤枝町廻間 1-1	75-5900	0~5歳児 (3か月以上)	149	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~19:30 ^{※2}
あかいけ屋下 (私立)	赤池町屋下 348	052-800- 2155	0~5歳児 (6か月以上)	90	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~19:30
日進めばえ (私立)	折戸町笠寺山 62- 162	56-0377	0~5歳児 (3か月以上)	116	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~19:30 (祝日)7:30~18:30 ^{※3}
あずま♪ららら (私立)	赤池町箕ノ手1	052-893- 7267	0~2歳児 (6か月以上)	40	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~19:30
あかいけ箕ノ手 (私立)	赤池町箕ノ手2-113 (日進赤池箕ノ手土地区 画整理事業内46街9番)	052-680- 7110	0~5歳児 (6か月以上)	116	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~19:30
西部(公立)	赤池 3-1403	052-802- 1969	0~5歳児 (6か月以上)	200	(平日)7:30~18:00 (土曜日)7:30~14:00
北部(公立)	竹の山 4-504	72-3731	0~5歳児 (6か月以上)	192	(平日)7:30~18:00 (土曜日)7:30~14:00
中部(公立)	浅田町平池 35	052-802- 2859	0~5歳児 (6か月以上)	164	(平日)7:30~19:00 (土曜日)7:30~14:00
新う田(公立)	岩崎町新う田 93-1	73-3021	0~5歳児 (6か月以上)	196	(平日)7:30~19:00 (土曜日)7:30~14:00
東部(公立)	米野木町仲田 35- 14	73-3163	1~5歳児 (1歳以上)	134	(平日)7:30~19:00 (土曜日)7:30~14:00
南部(公立)	折戸町孫三ヶ入 29	73-1561	0~5歳児 (6か月以上)	200	(平日)7:30~18:00 (土曜日)7:30~14:00
梅森(公立)	梅森町上松 288-3	052-803- 3134	0~5歳児 (6か月以上)	122	(平日)7:30~18:00 (土曜日)7:30~14:00
三本木(公立)	三本木町上川田 9	73-7876	0~5歳児 (6か月以上)	96	(平日)7:30~18:00 (土曜日)7:30~14:00
北新田(公立)	北新町殿ヶ池中 40	73-7866	0~5歳児 (6か月以上)	108	(平日)7:30~18:00 (土曜日)7:30~14:00

※1 管理運営は、社会福祉法人日東保育園が実施(指定期間:令和2年4月~令和7年3月)

※2 公立保育園に通う園児を対象とした14時を超える土曜日保育を実施

※3 一部祝日を除く。詳細は園へお問い合わせください。

○幼保連携型認定こども園(保育所(要2・3号認定)+幼稚園(要1号認定))

施設名	所在地	電話番号 (0561)	クラス年齢 (4月1日現在)	定員(人) (うち1号)	保育時間
香久山幼稚園	香久山 1-1701	052-803 2111	0~5歳児 (6か月以上)	310 (180人)	(平日)7:30~18:30 (土曜日)7:30~13:30
和合あかつき幼稚園	南ヶ丘 2-1-14	72-2281	0~5歳児 (6か月以上)	300 (168人)	(平日)7:30~18:30 (土曜日)7:30~14:00

○保育所型認定こども園(保育所(要2・3号認定)+幼稚園機能(要1号認定))

キッズツリーハウス 認定こども園竹の山	竹の山 4-2720	73-8250 0120- 145-006	0~5歳児 (6か月以上)	84 (6人)	(平日)7:30~19:30 (土・祝)8:00~18:00 (日曜日)8:00~16:00 ^{※4}
------------------------	---------------	-----------------------------	------------------	------------	--

※4 令和2年10月時点の状況。実施内容・時間等を変更する場合があります。

○地方裁量型認定こども園(保育所機能(要2・3号認定)+幼稚園機能(要1号認定))

愛知国際プリスクール (英語を基本とした教育を実施)	折戸町梨子 ノ木46	56-6600	1~5歳児 (満2歳以上)	65 (15人)	(平日)8:00~18:00 (土曜日)9:00~12:00
-------------------------------	---------------	---------	------------------	-------------	-----------------------------------

○小規模保育事業所 A型(職員配置基準:すべて保育士)

施設名	所在地	電話番号 (0561)	クラス年齢 (4月1日現在)	定員 (人)	保育時間
マミーベア保育園 あかいけ	赤池 1-2004 K's スペース赤池 1F	052-801- 2550	0~2歳児 (生後8週以上)	19	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~18:30
ル クール保育園 竹の山	竹の山 4-705 バンカーバー1100 101	76-4202	0~2歳児 (6か月以上)	19	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~18:30
たんぼぼ保育園 かぐやま	岩崎町石兼 73-4	72-3722	0~2歳児 (6か月以上)	19	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~18:30
ル クール保育園 香久山	香久山 2-2110 サードステージ iz101	052-746- 1588	0~2歳児 (6か月以上)	19	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~18:30
マミーベア保育園 あかいけにし	赤池 5-1218 NKビル 2F	052-804- 7866	0~2歳児 (6か月以上)	19	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~18:30
たんぼぼ保育園 かぐやま南	香久山 1-2812	052-847- 8501	0~2歳児 (6か月以上)	19	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~18:30
日進みつば保育園 (仮称) ^{※5}	栄 4-301	56-0377 (めばえ保育園)	0~2歳児 (6か月以上)	19	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~18:30

※5 令和3年4月開園予定。定員・保育時間等を変更する場合があります。

○小規模保育事業所 B型(職員配置基準:1/2以上が保育士(保育士以外は同等の知識・経験を有する子育て支援員等))

たんぼぼ保育園 うめもり	梅森台 2-229	052-807- 3796	0~2歳児 (6か月以上)	12	(平日)7:30~19:30 (土曜日)7:30~18:30
-----------------	-----------	------------------	------------------	----	-----------------------------------

◎指定管理運営の米野木台西保育園、私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所では、各施設特色ある保育が実施されます。

◎市が定める利用者負担額(保育料)とは別に、各施設の保育内容により実費負担や上乗せ徴収等があります。

保育内容や費用に関すること等については申込み前に直接各施設にお問い合わせください。

給付認定について(制度・申請方法)

教育・保育給付認定(以下「給付認定」という)とは、認定申請があった方について、保育を必要とする理由、保育の必要量等を審査し、教育・保育の必要性を3つの区分のいずれかに認定するものです。

保育園等(P. 2～3参照)を利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担します。そのため、給付対象の施設や事業の利用を希望する方は、認定申請を行い、給付認定を受ける必要があります。

令和2年10月現在、認定を受けている方は、認定期間内で事由に変更が生じない間は、新たな手続きは不要です。

(1)認定区分

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	子どもが満3歳以上で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望される場合	教育標準時間	新制度移行幼稚園、 認定こども園(教育利用)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	子どもが満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育園、 認定こども園(保育利用)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	子どもが満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育園、認定こども園(保育利用)、地域型保育事業 (小規模保育事業所 等)

※太線枠内が、保育利用が可能。

保育認定(2号又は3号認定)を受ける方には、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間(保育必要量)を認定します。

保育必要量	説明
保育標準時間認定	主に保護者のいずれもが、フルタイム勤務を想定した利用。 利用可能時間は最大11時間。就労などで月120時間以上。
保育短時間認定	主に保護者のいずれも、または、いずれかが、パートタイム勤務を想定した利用。 利用可能時間は最大8時間。就労などで月60時間以上(実労働時間)。

(2)保育認定の対象

次の基準をすべて満たす場合、保育認定の対象となります。

(1)日進市に住民登録しており、実際に日進市で生活していること、または転入することが見込まれる家庭の児童であること(転入の場合、詳しくはP.14「3.(8) 転入予定の方」参照)。

※転入予定の方の注意点

入園日に日進市に住民登録がない場合、又は、実際に日進市で生活をしていない場合、入園できません。

(2)「子ども・子育て支援新制度」による3つの給付認定区分のうち、2号・3号認定(保育認定)に該当すること。2号・3号認定(保育認定)にあたっては、すべての保護者(父母等)に次のいずれかの事由があり、保育を必要とする状態にあること。

(3) 保育認定事由と認定基準

保育認定事由		具体的な保護者の保育認定基準	「利用申込について」掲載頁
1 就労	(1) 居宅外労働	居宅外で月60時間以上就労していること (参考:1日につき4時間以上かつ月15日以上)	P. 9~10
	(2) 居宅内労働	居宅内で月60時間以上就労していること (参考:1日につき4時間以上かつ月15日以上)	
2 産前産後		出産予定日12週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日から出産日後8週間を経過する月末までの期間内にあること	P. 10
3 疾病・障害		疾病もしくは負傷している状態にあること 精神又は身体に障害を有する状態であること	P. 11
4 介護		同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること	P. 11
5 就学		月60時間以上就学していること(職業訓練校等での職業訓練を含む)	P. 12
6 災害復旧		災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合	P. 12~13
7 その他		・育児休業取得中の利用(3歳以上児のみ。 <u>育児休業取得時に既に保育を利用している子がいて、継続利用が必要な場合は2歳児を含む。</u>) ・虐待やDVのおそれがあること ・上記1~7に類する状態にあること	
8 求職活動		申込み時点で就労の意思があり、求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること	P. 13

※保育認定と利用調整は別の基準で行われるため、保育の必要性が認定されても、必ずご希望の保育園等が利用できるわけではありません。

(4) 給付認定及び利用申込の手続き(P.6~参照)の流れ(2号認定・3号認定)

給付認定に係る手続き	利用申込に係る手続き(P.6~参照)
1. 給付認定申請 給付認定(保育の必要性の認定)を申請します。	1. 利用 申込 入園に係る利用申込書を提出します。
2. 認定審査 <u>全ての保護者について、それぞれ認定事由が認定基準を満たしているか審査します。</u>	2. 利用調整 利用希望が定員を超過した場合、指数(P. 20)に基づき、利用調整を行います。
3. 支給認定証の交付 審査の結果、認定基準に該当する場合、 「支給認定証」を交付します。 審査の結果、認定基準に該当しない場合、 「却下通知」を交付します。	3. 利用の承諾 利用調整の結果、利用が可能となった方には 「利用承諾書」をお送ります。 利用できる園がなかった方のうち、希望される方には「保留通知」をお送ります。
4. 利用者は、利用が決定した施設(私立の場合。公立除く)に支給認定証を提示し、施設と利用契約を結び、利用を開始します(入園に際し、必要な費用やサービスの内容について <u>事前に確認の上</u> 、利用契約を結んでください)。	

利用申込について～共通事項

(1)当初申込(一斉申込)

対象となる方	<p>保育認定の対象(P. 4参照)の方のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園希望日が令和3年4月1日から令和3年9月30日までの方 ・転園希望者(令和3年4月1日付の転園になります) <p>※ならし保育(P.17参照)を含めて、入園可能な日は、令和3年4月1日以降になります。 ※入園希望日は、ならし保育期間(就労開始・復帰前1週間程度、最長2週間)を含みます。</p>																																																		
用意するもの	<p>P. 9～14に記載された「申込みに必要なもの」を提出・持参してください。 ※提出書類に不備があると、申込みができない場合があります。</p>																																																		
受付日時 及び 受付会場	<p>令和2年10月20日(火)～令和2年11月10日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 A 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時 ・受付時間 B 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付日</th> <th>会場</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10月20日(火)</td><td>市民会館1階 小ホール</td><td>A</td></tr> <tr><td>10月21日(水)</td><td>市民会館1階 展示ホール</td><td>A</td></tr> <tr><td>10月22日(木)</td><td>市民会館2階 視聴覚室</td><td>A</td></tr> <tr><td>10月23日(金)</td><td>市民会館1階 展示ホール</td><td>A</td></tr> <tr><td>10月26日(月)</td><td>市役所4階 第2・3会議室</td><td>B</td></tr> <tr><td>10月27日(火)</td><td>市民会館3階 大会議室</td><td>A</td></tr> <tr><td>10月28日(水)</td><td>市民会館3階 大会議室</td><td>A</td></tr> <tr><td>10月29日(木)</td><td>市民会館3階 大会議室</td><td>A</td></tr> <tr><td>10月30日(金)</td><td>市民会館1階 展示ホール</td><td>A</td></tr> <tr><td>11月 2日(月)</td><td>市役所4階 第2・3会議室</td><td>B</td></tr> <tr><td>11月 4日(水)</td><td>市役所4階 第2・3会議室</td><td>B</td></tr> <tr><td>11月 5日(木)</td><td>市役所4階 第2・3会議室</td><td>B</td></tr> <tr><td>11月 6日(金)</td><td>市役所4階 第2・3会議室</td><td>B</td></tr> <tr><td>11月 9日(月)</td><td>市役所4階 第2・3会議室</td><td>B</td></tr> <tr><td>11月10日(火)</td><td>市役所4階 第2・3会議室</td><td>B</td></tr> </tbody> </table>			受付日	会場	受付時間	10月20日(火)	市民会館1階 小ホール	A	10月21日(水)	市民会館1階 展示ホール	A	10月22日(木)	市民会館2階 視聴覚室	A	10月23日(金)	市民会館1階 展示ホール	A	10月26日(月)	市役所4階 第2・3会議室	B	10月27日(火)	市民会館3階 大会議室	A	10月28日(水)	市民会館3階 大会議室	A	10月29日(木)	市民会館3階 大会議室	A	10月30日(金)	市民会館1階 展示ホール	A	11月 2日(月)	市役所4階 第2・3会議室	B	11月 4日(水)	市役所4階 第2・3会議室	B	11月 5日(木)	市役所4階 第2・3会議室	B	11月 6日(金)	市役所4階 第2・3会議室	B	11月 9日(月)	市役所4階 第2・3会議室	B	11月10日(火)	市役所4階 第2・3会議室	B
受付日	会場	受付時間																																																	
10月20日(火)	市民会館1階 小ホール	A																																																	
10月21日(水)	市民会館1階 展示ホール	A																																																	
10月22日(木)	市民会館2階 視聴覚室	A																																																	
10月23日(金)	市民会館1階 展示ホール	A																																																	
10月26日(月)	市役所4階 第2・3会議室	B																																																	
10月27日(火)	市民会館3階 大会議室	A																																																	
10月28日(水)	市民会館3階 大会議室	A																																																	
10月29日(木)	市民会館3階 大会議室	A																																																	
10月30日(金)	市民会館1階 展示ホール	A																																																	
11月 2日(月)	市役所4階 第2・3会議室	B																																																	
11月 4日(水)	市役所4階 第2・3会議室	B																																																	
11月 5日(木)	市役所4階 第2・3会議室	B																																																	
11月 6日(金)	市役所4階 第2・3会議室	B																																																	
11月 9日(月)	市役所4階 第2・3会議室	B																																																	
11月10日(火)	市役所4階 第2・3会議室	B																																																	
利用調整	<p>・「<u>日進市保育園等利用調整基準指数表</u>」(P. 20)により基準指数と調整指数を合算した指数(以下「<u>指数</u>」と表記。)(父母いずれかの低い方)で、利用調整します。</p> <p>※4歳以上児 調整を第1希望園ごとに行い、指数の高い順に決定します。 同指数の場合は、受付時に行う抽選により決定します。</p> <p>※4歳未満児 利用申込をされた方全員を指数順に並べ、指数の高い方から順に決定します。同指数の場合は、希望順により決定し、同指数、同希望順の場合は受付時に行う抽選により決定します。</p> <p>・保育園等の定員数によっては希望に添えない場合があります。</p>																																																		
内定の通知	<p>令和2年12月下旬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面にてご通知します(ただし、令和3年3月審査対象者(P. 参照)は除く)。 ・第1希望への転園希望や希望園の変更がある場合は、こども課へご相談ください。 																																																		

利用の承諾	令和3年2月上旬 ・「保育園等利用承諾書」により通知します。 ・利用承諾のとおり、利用施設と契約手続きをしてください。 ・利用承諾のとおり利用施設と契約しない場合は、速やかにこども課へ連絡してください。
入園説明会 及び 入園前健診	令和3年2月中旬～3月上旬(入園前健診は、入園日によって実施時期が異なります。) ・保育園等で使用する用品購入等のご案内やオリエンテーションを行います。 ※詳細な日程は「保育園等利用承諾書」と合わせて入園決定者に通知します。 ※公立保育園以外の保育施設につきましては、別途お知らせが届く場合があります。
利用者負担額 (保育料)の決定	令和3年3月下旬 ・利用開始日に合わせて、算定を行います。
入園式	令和3年4月上旬(各施設にて)

(2) 随時申込(個別申込)

対象となる方	・入園希望日が令和3年4月1日から令和3年9月30日までの方で、当初申込期間に申込みが間に合わなかった方 ・転園希望者(令和3年4月以降の転園となります。) ・入園希望日が令和3年10月1日から令和4年3月31日までの方 ※入園希望日には、ならし保育期間(職場復帰前1週間程度。最長2週間)を含みます。
用意するもの	P. 9～14に記載された「申込みに必要なもの」を提出・持参してください。 ※提出書類に不備があると、申込みができない場合があります。
受付期間 及び 受付場所	令和2年11月11日以降、日進市役所 2階 こども課 にて受付 ※毎月10日締め(土・日・祝日の場合は、次の市役所開庁日)で利用調整を行います。 ※ただし、入園希望日が令和3年10月1日から令和4年3月31日までの方は、入園希望日の6か月前の月初めからの申し込みとなります。
利用調整	・指数(父母いずれかの低い方)で、利用調整します。 ・同指数の場合は、先着順により決定します。 ・保育園等の定員数によっては希望に添えない場合があります。 ※ただし、令和2年12月は当初申込の審査のため、利用調整を行いません。
内定及び 利用の承諾	毎月20日以降 ・利用調整により利用が可能となった方にのみ、お電話でお知らせします。 ・内定の内容のとおり利用を希望される場合、「保育園等利用承諾書」及び「利用者負担額(保育料)決定通知書」により通知します。 ・利用承諾のとおり、利用施設と契約手続きをしてください。 ・利用承諾のとおり利用施設と契約しない場合は、速やかにこども課へ連絡してください。
入園手続き、 入園説明	保育園等で行います。利用決定後、施設に直接お問い合わせください。 ※入園前に健診を受けていただきます。詳しくは、入園決定段階でお知らせします。

Q. 入園式以降でないと、ならし保育は受けられないのですか。

A. 4月からの新規入園の場合、入園日は4月1日となりますが、公立保育園では4月1日から入園式までは自由保育期間のため、お仕事がお休みの場合等は、入園式以降のならし保育をお願いします。
入園式以前からのならし保育が必要な場合は、入園前の説明会等で事前にご相談ください。また、公立保育園以外の保育園等につきましては、各園に直接ご確認ください。

Q. 転園願とは何ですか？

A. 利用決定後、他の施設へ転園を希望される場合に提出していただくものです(希望できるのは1施設のみです)。転園願を提出した場合でも、転園のご案内ができるまでは、既に決定している施設に在籍することができます。

なお、当初申込の場合には、当初申込期間後(11月1日以降)の転園願の取り下げはできません。

Q. 転園願はどのように審査されますか？

A. 新規申込の方と合わせて、毎月10日(土・日・祝日の場合は翌開庁日)を申込締切日として利用調整を行います。その際、申込時の希望順位の高い園へ転園を希望される場合は申込日を受付日として利用調整を行いますが、希望順位の低い園へ転園を希望される場合は、転園願提出日を受付日として利用調整を行います。同指数の場合は、受付日の早い方を優先してご案内いたします。新規申込の方と転園希望の方で優先順位に差はありません。

Q. 転園が決定した場合、いつから転園できますか？

A. 入園前に転園が決定した場合は入園日から、入園後、年度途中で転園が決定した場合は、翌月1日から転園ができます(原則として転園日の変更はできません)。

(3)入園申込に関する注意事項 (重要です！よく目を通しておいください！)

1. 希望保育園等の変更と指数の加算に係わる変更は、申込締切日までに提出されたもののみ利用調整に反映します。指数の加算に係わる書類が、申込締切日後に提出された場合、当初申込の場合は随時申込に扱いが変更となり、随時申込の場合は翌月以降の利用調整で反映します。
2. 指数の算定は、申込締切日までに提出された書類によることを原則としています。また、申込締切日から入園月までの期間は、提出された書類の内容が変わっていないものとして、利用調整を行います。このため、申込締切日から入園日までに家庭や就労の状況に変更があった場合は、変更届(P.15を参照)や保育を必要とする事由証明書等を必ずご提出ください。
3. 内定後や入園後であっても、提出された変更届等の内容から当初の利用調整時と異なる状況が判明した場合は、変更後の状況に基づき指数を再算定し、再度の利用調整となる場合があります。その結果、内定の取消しや退園になる場合があります。
4. 利用調整は、申込用紙に記入のあった園でのみ行います。そのため、定員に空きのない保育園等、申込み時点で定員が埋まっても、利用調整までに退園等が生じ、審査対象になる場合がありますので、申込時点の空き状況にかかわらず、(保育内容や費用等も勘案して)通える範囲内で希望保育園等をご記入ください。記入のない園については、空きの有無にかかわらずご案内することはありません。
5. 当初申込の場合、申込後であっても、申込締切日(令和2年11月10日)の午後5時までであれば、希望保育園や入園希望日等を利用調整に影響なく変更できます。申込締切以降の変更は、当初の利用調整の対象外となり、1月以降の随時利用調整の対象となります。
随時申込の場合、変更があった日をもって再度受付をしたこととなるため、ご注意ください。
6. 当初申込において、同指数、同希望順位の場合に優先順位を決めるために使用する抽選番号は、1～相当数の抽選番号のくじを入れてある1つの同じ箱を各会場に移動させて、受付時に引いていただき決定します(決定方法はP. 6参照)。

認定事由が「就労」の方

申込みに必要なもの	<input type="checkbox"/> 給付認定申請書(児童1人につき1枚必要)又は、支給認定証 <input type="checkbox"/> 保育園等利用申込書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 健康保険証(両親及び児童)の写し <input type="checkbox"/> 健康の記録(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 児童手当等の徴収に関する申出書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード又は、マイナンバーを証明する書類(通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書)及び本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)		
保育を必要とする事由を確認する書類(該当する部分のみ)	農業以外の方	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由証明書(就労用)	
	農業の方	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由証明書(農業・疾病・障害・介護用)	
	正社員・契約社員	市町村国民健康保険加入の方	<input type="checkbox"/> 直近の源泉徴収票の写し
		契約社員の方	<input type="checkbox"/> 雇用契約書の写し(雇用期間が1年以上のもの)
	パート・派遣社員	<input type="checkbox"/> 給与明細書の写し(直近の2か月分)	
	自営の中心者	確定申告をしている方	<input type="checkbox"/> 直近の確定申告書(第一表・第二表)
		確定申告をしていない方	<input type="checkbox"/> 開業届の写し <input type="checkbox"/> 開業していることが確認できるパンフレット、チラシ等
	自営の専従者	白色専従者	<input type="checkbox"/> 確定申告書の写し(第二表の専従者給与の分かる部分)
		青色専従者	<input type="checkbox"/> 青色事業専従者給与に関する届出書の写し
	自営の協力者・内職	<input type="checkbox"/> 就労時間、就労状況等のスケジュール(直近の2か月分)	
農業	<input type="checkbox"/> 農家基本台帳の写し <input type="checkbox"/> 農地基本台帳の写し <input type="checkbox"/> 農作業の年次計画が分かる書類(任意様式)		
就労予定の方	<input type="checkbox"/> 承諾書		

※「利用申込書」、「保育を必要とする事由証明書」等に事実と虚偽の内容があった場合は、年度途中であっても退園していただきます。

※就労状況(予定者も含む)確認のため、提出書類に基づいて就労先へ実地調査することがあります。

※入園後、やむをえない事情がある場合を除き、就労の事由が2か月以上継続しない場合は、再度の利用調整(利用承諾期間は当初のまま。認定事由は「求職活動」を適用)又は退園となります。

※育児休業中の方で入園年度内に復帰する場合は、認定事由「就労(居宅外労働)」としての申込みとなります。

※育児休業中の方で入園年度内に復帰しない場合は、3歳以上児に限り申込みできますが、保育の必要性が低いため、希望される保育園等への入園が難しい場合があります(詳しくは、P. 13参照)。

Q. 9時から17時までの勤務で、昼休みが1時間あります。何時間の就労になりますか？
A. 居宅外で勤務されている場合は、休憩時間を含むため8時間となります。居宅内(在宅勤務)の場合は、休憩時間を含まないため7時間となります。ただし、保育認定基準を満たすには、休憩時間を含まず月60時間以上の就労が必要です。

Q. 当初申込時点は正社員で、後にパートに変わりました。どうなりますか？

A. 新しい勤務先の「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。事由変更により指数も変わるため、内定後でも再度の利用調整となります。入園後でも同様に再度の利用調整となる場合があります。

Q. 申込時点で働いていなくても**申込み**できますか？

A. 勤務先が決まっている場合には、勤務先の「保育を必要とする事由証明書」を提出し、「就労」の事由で申込みできます。勤務先が決まっていない場合でも、求職活動をしている(予定を含む)場合は申込みできます(P.13参照)。

Q. 現在育休中で、令和3年10月1日に職場復帰する予定ですが、当初**申込**はできますか？

A. 当初**申込**の場合、10月14日までに復帰予定の育児休業中の方は、最長2週間のならし保育期間を含めることで令和3年9月30日までに入園することとなるため、当初**申込**で申し込むことが可能です。

3(2)

認定事由が「産前産後」の方

申込みに必要なもの	<input type="checkbox"/> 給付認定申請書(児童1人につき1枚必要)又は、支給認定証 <input type="checkbox"/> 保育園等利用申込書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 健康保険証(両親及び児童)の写し <input type="checkbox"/> 健康の記録(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 児童手当等の徴収に関する申出書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード又は、マイナンバーを証明する書類(通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書)及び本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)
保育を必要とする事由を確認する書類	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日が分かるページ)

Q. 5月1日出産予定ですが、いつからいつまで利用できますか？

A. 出産予定日12週間前から産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで利用できます。5月1日出産予定の場合、出産予定日12週間前は2月7日、産後8週が経過する日の翌日が6月26日となりますが、令和3年4月以降の利用となりますので、令和3年4月1日から6月30日まで利用できます。

Q. 「産前産後」の事由で利用承諾を受けた場合、「産前産後」期間経過後に事由を変更して継続して利用することはできますか？

A. できません。「産前産後」の事由で利用できるのは、出産予定日12週間前から産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日までです。継続利用を希望される場合は、再度の**申込み**が必要です(なお、育児休業中の0・1歳児の入園はできません)。

※出産後に育児休業を取得せずに復職する場合は、産前産後休暇中も「就労」の事由を適用し、復職後の勤務日数及び勤務時間で指数を算定しますので、「就労」の事由でお申込みください。(P.9 参照)

3(3)

認定事由が「疾病・障害」の方

申込みに必要なもの	<input type="checkbox"/> 給付認定申請書(児童1人につき1枚必要)又は、支給認定証 <input type="checkbox"/> 保育園等利用申込書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 健康保険証(両親及び児童)の写し <input type="checkbox"/> 健康の記録(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 児童手当等の徴収に関する申出書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード又は、マイナンバーを証明する書類(通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書)及び本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)
保育を必要とする事由を確認する書類(全て)	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由証明書(農業・疾病・障害・介護用) <input type="checkbox"/> 状況が分かる手帳の写し(身体障害者手帳、自立支援医療証(精神通院医療)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳) <input type="checkbox"/> 医師の診断書(原本)*

※家庭での保育が困難である旨の医師の意見及び療養期間の記載が必要です。なお、自立支援医療証(精神通院医療)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、提出の必要はありません。

Q. 病気のため、診断書を提出するつもりですが、病名や症状の他に書いてもらう事項はありますか？
A. 家庭で保育が困難である状況(可能な限り詳細に)と、療養期間の記載が必要となります。

3(4)

認定事由が「介護」の方

申込みに必要なもの	<input type="checkbox"/> 給付認定申請書(児童1人につき1枚必要)又は、支給認定証 <input type="checkbox"/> 保育園等利用申込書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 健康保険証(両親及び児童)の写し <input type="checkbox"/> 健康の記録(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 児童手当等の徴収に関する申出書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード又は、マイナンバーを証明する書類(通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書)及び本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)
保育を必要とする事由を確認する書類(全て)	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由証明書(農業・疾病・障害・介護用) <input type="checkbox"/> 医師の診断書(原本) <input type="checkbox"/> 状況が分かる手帳の写し(介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳)

Q. 別居の親族の介護の場合、保育園を利用することはできますか？
A. 介護する対象の方が別居の場合、長期入院による常時看護が必要な場合に限り、利用することができます(※在宅介護の場合は同居の親族に限る)。

3(5)

認定事由が「就学」の方

申込みに必要なもの	<input type="checkbox"/> 給付認定申請書(児童1人につき1枚必要)又は、支給認定証 <input type="checkbox"/> 保育園等利用申込書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 健康保険証(両親及び児童)の写し <input type="checkbox"/> 健康の記録(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 児童手当等の徴収に関する申出書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード又は、マイナンバーを証明する書類(通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書)及び本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)
保育を必要とする事由を確認する書類(全て)	<input type="checkbox"/> 在学証明書(原本) 又は 学生証の写し <input type="checkbox"/> 時間割の写し

Q. 就職活動の一環として職業訓練学校へ通うのですが、認定事由はどうなりますか？
A. 在学期間中は「就学」の事由で認定することができます。卒業後、継ぎ目なく就職する場合は、そのまま「就労」の事由に切り替えることができますが、その後就職活動を行う場合は、「就職活動」の事由で利用することになります(認定期間は、就職活動に切り替えた日から起算して90日です)。

3(6)

認定事由が「災害復旧」「その他」の方

申込みに必要なもの	<input type="checkbox"/> 給付認定申請書(児童1人につき1枚必要)又は、支給認定証 <input type="checkbox"/> 保育園等利用申込書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 健康保険証(両親及び児童)の写し <input type="checkbox"/> 健康の記録(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 児童手当等の徴収に関する申出書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード又は、マイナンバーを証明する書類(通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書)及び本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)		
保育を必要とする事由を確認する書類(該当する部分のみ)	災害復旧		<input type="checkbox"/> 災害証明書の写し
	その他	育児休業取得中の利用	職場の社保 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由証明書(就労用)
		虐待やDVのおそれがある等	それ以外 <input type="checkbox"/> 直近の育児休業給付金の受給状況が分かる書類 事前にこども課へご相談ください。

※「育児休業取得中の利用」で、復帰予定日が入園年度内の場合は、認定事由「就労」として取り扱い、年度当初からの利用が可能です(復帰に合わせて入園する場合は、認定事由「就労」での利用調整になります)。

※「育児休業取得中の利用」で、復帰予定日が入園年度を超える場合は、保育の必要性が低いため、「求職活動と同指数・同時期での利用調整となります。

そのため、年度内復帰から予定が変わった場合、再度の利用調整により利用ができなくなる場合があります。

3(7)

認定事由が「求職活動」の方

申込みに必要なもの	<input type="checkbox"/> 給付認定申請書(児童1人につき1枚必要)又は、支給認定証 <input type="checkbox"/> 保育園等利用申込書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 健康保険証(両親及び児童)の写し <input type="checkbox"/> 健康の記録(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> 児童手当等の徴収に関する申出書(児童1人につき1枚必要) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード又は、マイナンバーを証明する書類(通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書)及び本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印)
保育を必要とする事由を確認する書類(全て)	<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 求職活動をしていることが確認できる書類 例)ハローワーク登録カードの写し、面接の日程等の通知書など

※求職活動を事由とする場合の注意点

- (1) 「求職活動」の事由で入園後、3か月以内に「保育を必要とする事由証明書(就労)」の提出が必要となります。提出されない場合は退園となります。**その場合、同一年度中に再度の「求職活動」の事由での申込みはできません。**
- (2) 「求職活動」の事由で**申込み**した場合、やむを得ない事情がある場合を除き、「就労」以外の事由への変更はできません。
- (3) 「求職活動」から「就労」の事由への変更後、やむを得ない事情がある場合を除き、「就労」の事由が2か月以上継続しない場合、退園となります。**その場合、同一年度中に再度の「求職活動」の事由での申込みはできません。**
- (4) 「求職活動」での**申込み**については、入園希望日の直近の締切日で利用調整を行います。そのため、当初申込であっても、内定通知や利用承諾書の通知は利用調整後の送付となります。(例: 令和3年4月1日から利用の場合、令和3年3月10日締めの利用調整による)

Q. 求職活動で当初申込をした後に、内定前に勤務先が決まった場合はどうしたらいいですか？

A. 勤務先に「保育を必要とする事由証明書」を記入してもらい、こども課まで提出してください。提出日をもって保育を必要とする事由を「求職活動」から「就労」に変更し、提出日の直近の締切日から利用調整を行います。

3(8)

転入予定の方

添付書類 (必要な方のみ)	既に転入する住所・物件が決まっている場合	<input type="checkbox"/> 土地家屋の売買契約書や賃貸借契約書等の写し
	日進市在住者宅への転入する場合	<input type="checkbox"/> 申立書

※転入予定の方の注意点

入園日に日進市に住民登録がない場合、又は、実際に日進市で生活をしていない場合、入園できません。

Q. まだ住む場所が決まっておらず、契約ができていません。申込みできますか？
A. 保育園に入園の申込みをするには、日進市に住民登録しており、実際に日進市で生活している、または転入することが見込まれる家庭の児童である必要があります。そのため、実際に転入することが見込まれることの確認として、契約書の写しを提出していただくものですので、契約前には申込みすることはできません。

3(9)

両親以外の同居親族がいる方

添付書類 (必要な方のみ)	<input type="checkbox"/> 同居する祖父母等(令和3年4月1日で65歳未満)の保育を必要とする事由証明書
------------------	---

※同居する祖父母等(入園年度の4月1日時点で18歳以上～65歳未満)に保育を必要とする事由がない場合は、指数に影響します。保育を必要とする事由がある場合は、「保育を必要とする事由証明書」を提出してください。

※同居、別居の区別については、祖父母等と住所が同一の場合は原則として同居とみなします。

ただし、以下のすべてを満たす場合は、別居とみなします。

- (1) 住民票上で世帯分離している
- (2) 玄関が2つ以上あり、台所、トイレ等も別々で壁で仕切られていて往来できない状況である
- (3) 生計が別となっており、光熱水費のメーターが別々になっている

Q. 父の兄弟の大学生が同居の場合、指数が減少しないようにするには、事由証明は必要ですか？
A. 原則として18歳以上の親族の場合、保育を必要とする事由を証明していただく必要があります。 (P. 20参照)

1. 次の場合には、届出が必要です。(※用紙は、こども課または保育園等にあります。)

(1) 変更届

利用申込後や入園後に就労先や住所、世帯等に変更がある場合は、必ず事前にこども課または在園している保育園等に提出してください(事後となった場合でも速やかに手続きをしてください)。

○手続きが必要な変更の例

・父母の就労先の変更(転職・退職・勤務地)	・就労時間等の変更
・氏名、世帯等の変更(結婚・離婚・別居・同居等)	・保育実施期間の変更
・保育園等の入園を辞退(退園)するとき	・延長保育時間の変更
・住所変更があったとき(転出・転居)	・妊娠したときや出産するとき

(2) 給付認定現況届

給付認定を受けた方(原則、給付認定の有効期間が複数年ある方)については、年に1回、保育が必要な状況及び住民要件等を確認させていただくため、毎年10月中に保育園等を通じて配布する「現況届」及び保育の必要性がわかる書類を提出していただきます。

2. 次の場合は、申請が必要です。(※用紙は、こども課または保育園等にあります。)

(1) 給付認定の変更申請

下記の事項に変更が生じた場合には、必ず、給付認定の変更申請を行ってください。その際、交付している支給認定証は返却してください。

① 認定事由または保育必要量

仕事をやめたときや就労時間が減った場合など、保育が必要な状況に変化があった場合

② 給付認定区分(保育の希望の有無)

保育園等を利用していない方(1号認定の方)が保育園等の利用を希望される場合

(2) 給付認定の再交付

支給認定証を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

3. 次の場合、市が職権により給付認定の変更・取消しを行います。

(1) 職権による給付認定の変更

3号認定(満3歳未満・保育認定)の子どもが満3歳に達したときは、市が2号認定(満3歳以上・保育認定)に職権で変更し、支給認定証を更新します。**ただし、年度の途中で**利用者負担額(保育料)は変わりません。

このほか、必要があると認めるときは、市が給付認定の変更を行うことがあります。

(2) 給付認定の取消し

給付認定有効期間内に日進市から転出した場合や保育認定基準を満たしていないことが判明した場合には、給付認定を取消します。取消された場合は、保育園等の利用ができなくなります。

ここでいう育児休業とは、『育児休業給付金の受給』が要件となります。そうでないものは単に「休職」とみなされ、保育認定の事由はなくなります。

(1) 育児休業※中の方

内定・入園した場合、申込時に提出した「保育を必要とする事由証明書」に記載された職場復帰日までに必ず復職してください。

元の勤務先に復職せずに転職・退職される場合や、復職に合わせて正社員からパート等、利用調整基準指数が変わる変更をする場合は、再度の利用調整になります。

(2) 入園後、新たに育児休業※を取得される方

入園後、認定事由が「産前産後」に切り替わり、その後育児休業法等に基づく育児休業を取得する場合、2歳未満児は、育児休業を取得した時点で保育認定基準を満たさなくなり退園、2歳以上児(令和3年度の場合、令和3年4月1日時点で2歳以上の児童)は、育児休業終了後に復職することが確認できる場合(後日、事由証明書の提出により確認)は、利用を継続できます。

(3) 申込時(以降)に育児休業※を取得する(予定の)方へ

申込時点で育児休業を取得(または取得予定)しており、今後、育児休業期間の延長をお考えの方や、申込後に育児休業を取得する予定の方は、利用申込時に以下の点について注意してください。

(ア) 3歳未満児の場合

当初申込後に育児休業を延長することにより入園希望日が令和3年9月30日を越える場合、当初申込の対象条件を満たさなくなり、内定・入園後でも利用取消になります。延長後の育児休業期間満了後に保育の利用を希望する場合は、再度随時申込(入園希望日6か月前の月初から受付)してください。

(イ) 待機の場合

利用調整の結果、待機になったことで育児休業を延長することにより入園希望日が令和3年9月30日を越える場合、引き続き利用調整を希望する際は、延長後の育児休業期間が記載された「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。(育児休業を延長したことで年度中の利用調整を希望しない場合は、申込取下となります。)

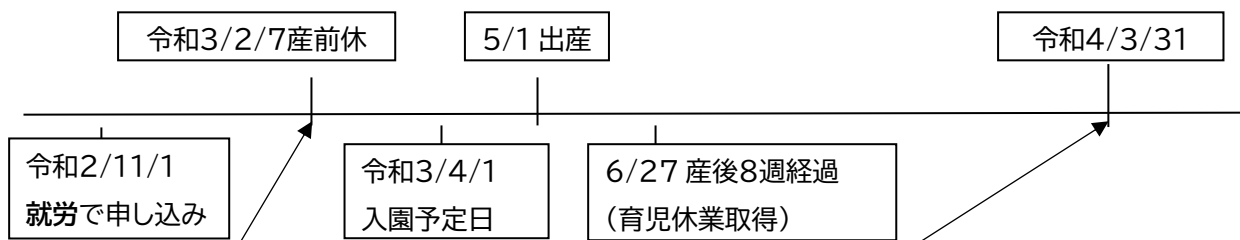
(ウ) 兄弟同時申込の場合

クラス年齢により、育児休業中の利用ができる場合とできない場合があります。育児休業を延長する場合、片方の子どもで入園申込の対象条件を満たさなくなることで、同時申込の加点がなくなることで、指数の変更により、兄弟のどちらか又は両方が内定・入園後であっても内定取消及び再度の利用調整となる場合がありますのでご注意ください。

(エ) 入園予定日以前に育児休業を取得する場合

申込時の認定事由が「就労」で、**入園予定日**以前に産前休暇を取得する場合、3歳未満児は認定事由を「産前産後」に切り替えて再度の利用調整(保育実施期間は産前産後の期間に限定されます)、3歳以上児は育児休業取得後の職場復帰日により利用調整の有無が異なります。令和3年度内に復帰する場合は利用調整に影響なし、令和4年度以降に復帰する場合は再度、「求職活動」と同指数・同時期の利用調整になります。

具体例



※(3歳未満児)・・・産前休開始日が入園予定日以前の場合、「産前産後」の事由で再度の利用調整。

※(3歳以上児)・・・職場復帰日を令和4年4月1日以降に変更する場合、内定取消し及び再度の利用調整。

(4) 転職・退職・その他、認定事由の変更等により、指数が下がることとなる方

申込後、申込内容の変更(P.15参照)により、利用調整時点での指数(調整指数を含む)より変更となった場合、内定・入園後でも再度の利用調整になります。その結果、内定取消しや退園になる場合があります。指数が変更となるかについては、こども課へお問い合わせください。また、やむをえない事情がある場合を除き、申込時点の認定事由が入園後2か月以上継続していることが必要です。

6

児童の健康・成長に関わる配慮事項

日進市では、保育施設を利用する児童の健康・成長に関わる配慮として、以下の対応を行います。

(1) ならし保育の実施について

初めて保育園等に入る児童について、ストレスなく保育園等に慣れていただくため、当初は保育時間を短縮し、徐々に保育時間を増やす方法、いわゆる「ならし保育」を行っています。

ならし保育は、入園からおおむね1週間程度(最長2週間、園やクラス年齢によって異なります)行うことができます。ただし、「ならし保育」は、令和3年4月1日以降になり、ならし保育開始日が入園日になります。

(2) 食物アレルギー等のある児童の対応について

食物アレルギー等疾患のために食事に配慮が必要な方は、申込時にお申し出いただくとともに、利用承諾通知後に行われる入園説明会・健康診断時に保育園等にお伝えください。

米野木台西保育園、私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所は、食物アレルギー除去食等の対応が異なる場合があります。必ず直接各保育園等に、前もって対応の可否について相談してください。

(3) 発達に心配や障害等がある児童の入園について

発達に心配がある児童の入園については、保育を必要とする事由のほかに、児童の状態(集団保育になじむこと、身辺自立、心身の成長発達に有効と認められることなど)を確認した上で、入園を決定します。

申込みの前に、あらかじめこども課へご相談ください(電話・窓口どちらでも可)。

また、入園後に家庭での状況とは異なる環境で集団生活を送ることにより、家庭生活では見られなかったような発達に関する所見が表れてくる場合があります。日進市では、子ども発達支援センター(日進市障害者福祉センター内)相談員が、各保育園等の巡回支援を行っており、巡回の際に発達支援センター相談員からいただいた所見について園を通じて保護者の方にお伝えさせていただきますので、予めご了承ください。

利用者負担額(保育料)について

- ・利用者負担額(保育料)は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親(もしくは祖父母等の生計主宰者)の市町村民税所得割額の合計、入園年度の4月1日現在の児童の年齢及び支給認定証に示した保育必要量によって決定します。
- ・市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等)は適用されません。また、都道府県から指定都市への税源移譲により税率が変更となった自治体の市町村民税所得割額については、旧税率で算定します。
- ・未婚のひとり親の方に対して、申請により寡婦控除のみなし適用を行います。申請方法や必要書類についてはこども課へお問合せください。
- ・市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高階層(D11 階層)に階層区分を仮算定します。**令和4年3月末までに**所得割額が確認できた場合は、年度当初の保育開始日の属する月に遡って再算定を行います。**仮算定となった方は、下表のとおり算定資料を提出してください。**

仮算定の主な対象者		提出する必要がある算定資料
令和3年4～8月分の利用者負担額(保育料)	令和2年1月1日現在、日進市外で住民登録されていた方	市町村民税所得割額のわかるもの (市町村・県民税特別徴収税額の決定通知書、市町村民税・県民税税額決定・納税通知書、市町村民税課税証明書等の写し)
令和3年9月分以降の利用者負担額(保育料)	令和3年1月1日現在、日進市外で住民登録されていた方	
市町村民税が未申告の方		所得・扶養の状況がわかる書類 (必要に応じて、税務課で市民税申告を行ってもらう場合があります。)
海外居住等により日進市に税情報がない方		海外での収入額がわかる書類

(お支払い方法)

- ・原則、口座振替でのお支払いで、振替日は毎月10日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)です。
- ・認定こども園及び小規模保育事業所は、日進市が算定した保育料を施設に直接お支払いしていただくこととなります。支払日、支払い方法については各施設にお問い合わせください。
- ・保育料の滞納が続く場合は、**児童手当からの充当をさせていただきます。また、勤務先や預金先に調査を行い、法律に基づく財産差押等の滞納処分をさせていただきますこととなりますので、ご注意ください。**

(注意事項)

- ・延長保育を利用する場合は、認定区分に応じた延長保育料がかかります。
- ・保育料とは別に、3歳以上児については主食費及び副食費が必要です。
ただし、一定所得以下の方及び入園順位三番目以降の児童に係る副食費は、減免となります。
- ・保育園ごとに保護者会費や教材費等別途実費が必要となる場合があります。**申込みの前に直接各施設にお問い合わせください。**

令和2年度 保育園等利用者負担額（保育料）（2号・3号認定）

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化実施に伴い、3歳以上児の利用料は無償となります。

＜日進市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表＞

区 分		徴収金基準額（月額）		兄弟等入園による軽減		
階 層	定 義	3歳未満児		同一家庭内で複数の児童が入園しているときの保育料		
		標準時間	短時間			
A	生活保護法による非課税世帯	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C	市町村民税課税世帯所得割 48,600円未満	ひとり親家庭等の世帯	5,000	4,750	第2子の徴収金基準額 0円	第3子以降の 徴収金基準額 0円
		その他の世帯	11,000	10,500	第2子の徴収金基準額 左記金額の1/2	
D1	48,600円以上 61,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	6,750	6,500	第2子の徴収金基準額 0円	
		その他の世帯	13,500	13,000	第2子の徴収金基準額 左記金額の1/2	
D2	61,000円以上 73,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	8,250	8,000	第2子の徴収金基準額 0円	
		その他の世帯	16,500	16,000	第2子の徴収金基準額 左記金額の1/2	
D3-1	73,000円以上 77,101円未満	ひとり親家庭等の世帯	9,000	8,750	第2子の徴収金基準額 0円	
		その他の世帯	20,500	20,000	第2子の徴収金基準額 左記金額の1/2	
D3-2	77,101円以上 85,000円未満	20,500	20,000	第2子の 徴収金基準額 左記金額の1/2		
D4	85,000円以上 97,000円未満	24,500	24,000			
D5	97,000円以上 109,000円未満	31,000	30,000			
D6	109,000円以上 133,000円未満	37,000	36,000			
D7	133,000円以上 169,000円未満	43,000	42,000			
D8	169,000円以上 213,000円未満	49,000	48,000			
D9	213,000円以上 301,000円未満	54,500	53,000			
D10	301,000円以上 397,000円未満	57,500	56,000			
D11	397,000円以上	59,500	58,000			

＜兄弟等入園及びひとり親家庭等の世帯の軽減＞

※市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、年長者から順に2人目の場合は半額、3人目以降の場合は無料となります。

※B階層に該当し、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、年長の児童から順に2人目以降の場合は無料となります。

※市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親家庭等の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、1人目は表のとおり額、2人目以降は無料となります。

「ひとり親家庭等の世帯」・・・母子父子家庭世帯（祖父母等との同居除く）、身体障害者手帳・療育手帳・障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・障害基礎年金の受給者を有する世帯

＜保育所等における副食費の負担減免＞

年収360万円未満相当世帯及び0歳から小学校就学前までのうち第3子以降は免除されます。

※保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親（もしくは祖父母等の生計主宰者）の市町村民税所得割額の合計、児童の年齢及び支給認定証に示した保育必要量によって決定します。（市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等）は適用されません。）

※市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高階層（D11階層）に階層区分を確定するものとします。所得割額が確認できた場合は、算定開始日の属する月に遡って再算定を行います。

＜公立保育園における延長保育料＞

延長保育	利用時間	短時間		標準時間
	1時間以内の利用	月額	500円	
1時間超3時間以内の利用	月額	1,000円		
	午後6時30分から午後7時までの利用	月額	1,000円	

※土曜日午後4時を超える利用の場合、別途、実費相当額が必要となります。

※延長保育の料金は、午前午後の利用時間の合算とします。

※標準時間の時間帯：午前7時30分～午後6時30分（西部・北部・南部・梅森・三本木・北新田保育園は午後6時00分まで。

私立保育園・認定こども園は異なる場合があります。）

※短時間の時間帯：午前8時00分～午後4時00分（市内公立保育園・私立保育園・認定こども園共通）

※指定管理園である米野木山西保育園の午後7時00分～午後7時30分の延長保育料は別途必要になります。

※私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所の延長保育料・時間帯等は施設ごとに設定されます。

○第三子保育料無料化等事業について

令和2年度は、18歳未満の児童が3人以上いる場合、その年度の初日において3人目以降の3歳未満児の保育料は、日進市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表のB階層からD4階層までに属する世帯の児童及びD5階層からD9階層までに属する世帯の児童のうち入園順位が1番目の児童については無料といたします。D5階層からD9階層までに属する世帯の児童のうち入園順位が2番目以降の児童及びD10・D11階層に属する世帯の児童については、兄弟等入園による軽減後の額の2分の1の額といたします。令和3年度以降については、本事業の継続は未定ですのであらかじめご了承ください。

令和3年度 日進市保育園等利用調整基準指数表

	認定基準	保護者の状況		基準指数	
		細目			
1・2	就労	居宅外(内)勤務・自営等	正社員・契約社員※	月155時間以上勤務(参考:月20日以上、7時間45分以上)	10
				月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	9
			自営の中心者	月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	8
				月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	8
			パート・派遣社員	月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	7
				月60時間以上勤務(参考:月15日以上、4時間以上)	6
				月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	8
			自営の専従者	月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	7
				月60時間以上勤務(参考:月15日以上、4時間以上)	6
				月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	7
			自営協力者	月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	6
				月60時間以上勤務(参考:月15日以上、4時間以上)	5
月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	7				
農業	中心者	農地30a以上、月90時間以上労働(参考:月15日以上・6時間以上)	6		
		農地20a以上、月60時間以上労働(参考:月15日以上・4時間以上)	5		
内職	協力者	月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	5		
		月60時間以上勤務(参考:月15日以上、4時間以上)	4		
3	産前産後	出産の前後で、休養等を要するため保育ができない場合			10
4	疾病・障害	疾病	寝たきりもしくは感染症等により医師に保育が不可能と診断された場合		10
			精神障害等で医師に保育が不可能と診断された場合		8
			入院	月15日以上を要する場合	10
			通院	月15以上の通院が必要な場合	8
		障害者	1・2級またはA判定、B判定		10
			3級またはC判定		9
4級以下			7		
5	介護	病院等付添	月15日以上の付添い看護	配偶者・子	9
				その他の親族	7
		自宅療養	常時観察と介護を要する場合(寝たきり者等)	配偶者・子	10
				その他の親族	8
			寝たきり者以外付添い・身体障害者の看護	配偶者・子	8
				その他の親族	6
6	災害復旧	災害の復旧にあたっている場合			10
7	就学	就学・技能習得のため保育ができない場合	月120時間以上(参考:月20日以上、6時間以上)	7	
			月60時間以上(参考:月15日以上、4時間以上)	5	
8	求職活動	就労の意思があり、求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合			1

※契約社員の該当は、雇用期間が1年以上で、社会保険等(日進市国民健康保険を除く)に加入している場合。

就労形態の多様化に伴い、上記利用調整基準に業種を当てはめることが出来ない場合は、内規に基づき判定します。

*利用申込締切時点で、「保育を必要とする事由証明書」等の提出がない場合は0点とする。

*上記に掲げるもののほか、明らかに保育ができないと認められる場合については状況等を考慮し指数を決定する。

*基準指数については、両親のうち指数の低い方を基準として指数を決定する。

*育児休業法に基づく育休中で入園年度内に復帰しない場合は、求職活動と同指数とする(3歳以上児のみ)。

*居宅内勤務の自営協力者で、生活空間と一体となった場所(仕事部屋等が独立していない)で就労している場合、-1点。

調整指数

		調整指数	
1	母子または父子世帯	単独世帯	+3
		祖父母等同居	+1
2	父または母が1級・2級またはA判定の障害者で常時観察と介護を要する場合	+3	
3	生活保護法に基づく保護世帯に準ずる場合	+2	
4	育児休業法等に基づく育児休業明けに入園を希望する場合(3歳未満児のみ。復帰の年度のみ有効)	+1	
5	昨年度、育児休業法等に基づく育児休業明けに入園申込した結果待機となったため、認可外保育施設等を利用して職場復帰している場合(3歳未満児のみ。復帰後の次年度のみ有効)	+1	
6	育児休業法等に基づく育児休業取得前に保育園等を利用しており、再度希望する場合	+2	
7	新年度継続在園児の兄弟姉妹入園(同一園への申込みの場合のみ)	+3	
8	新規兄弟姉妹同時入園申込の場合(同一園への申込みの場合のみ)	+1	
9	2歳児で卒園となる保育園等の卒園児童	+2	
10	保育士又は保育教諭として日進市内の認可保育施設で月90時間以上就労する場合	+3	
11	同居の親族その他の者(入園年度の4月1日現在で65歳未満)が児童を保育できる場合	-2	
12	就労時間が通常保育時間外の場合	-1	
13	就労時間・日数の変更等(基準日は令和2年11月1日)	-1	
14	就労予定者(基準日は令和2年11月1日)	-2	